



石垣市告示第270号

督促状等の公示送達について

督促状等について、別紙のとおり送付不能がありましたので、地方税法第20条の2及び石垣市税条例第18条の規定に基づき公示送達します。

令和8年8月7日

石垣市長 中山 義隆



公示送達書

地方税法第20条の2及び石垣市税条例第18条に基づき、下記の者に対する下記書類を公示送達します。なお、下記公告の書類は、市長が税務課納税係において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付します。

令和8年8月7日
石垣市長 中山 義隆



書類の送達を受けるべき者	送達する書類名
筒井 基智治	地方税法第329条に係る通知
中村 遥介	地方税法第458条に係る通知
LE MINH LOI	地方税法第329条に係る通知
兼城 優斗	地方税法第329条に係る通知
川満 瑞生	地方税法第329条に係る通知
多田 慎朗	地方税法第458条に係る通知
又吉 正英	地方税法第458条に係る通知
仲嵩 大貴	国税徴収法第54条に係る通知
GAIHRE KHAND AMITA	地方税法第329条に係る通知

(注意) この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。